

# 障害者総合支援法に基づくサービス

## 1 介 護 給 付

障がいにより起因する、日常生活上継続的に必要な支援を行います。

### (1) 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### (2) 重度訪問介護

重度の障がいにより常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

### (3) 行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。

### (4) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

※ 市内で同行援護を実施している事業所

◆ 伊豆介護センター 伊東市音無町5-6 (☎36-9069)

◆ 伊東の丘ヘルパーステーション 伊東市岡1349-3 (☎36-1546)

◆ ニチイケアセンター伊東 伊東市荻471-16 (☎32-2007)

### (5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

### (6) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する方が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

※ 市内で短期入所を実施している事業所

◆ 伊東の丘いずみ 伊東市岡1349-3 (☎36-6375)

◆ 生活介護事業所こもれび 伊東市富戸1223-1 (☎52-3210)

◆ 短期入所事業所 ぴーす 伊東市岡1280-83 (☎35-5030)

◆ 碧の園 伊東市荻578-3 (☎45-6000)

(7) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

(8) 生活介護

常時介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

※市内で生活介護を実施している事業所

◆ 伊東市重度障害者デイサービスセンターひだまり

伊東市荻578-3 (☎45-6006)

◆ 伊東の丘いずみ

伊東市岡1349-3 (☎36-6375)

◆ オレンジ

伊東市松原622-12

(伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき内 (☎38-0501))

◆ Side by Side

伊東市荻601-1 (☎55-7526)

◆ 生活介護事業所こもれび

伊東市富戸1223-1 (☎52-3210)

◆ 碧の園

伊東市荻578-3 (☎45-6000)

(9) 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

※市内で施設入所支援を実施している事業所

◆ 伊東の丘いずみ

伊東市岡1349-3 (☎36-6375)

◆ 碧の園

伊東市荻578-3 (☎45-6000)

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1532・1533)

## 2 訓練等給付

地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的な支援や就労に関する支援を行います。

### (1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ◆ ライフステーションえんと

伊東市湯川1-8-16 杉山ビル3階

### (2) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

※市内で就労移行支援を実施している事業所

#### ◆ ワークセンターやまもも

伊東市八幡野1259-21 (☎55-0055)

### (3) 就労継続支援（①A型＝雇成型、②B型＝非雇成型）

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

①市内で就労継続支援A型を実施している事業所

#### ◆ アイグループ

伊東市岡広町1-14 (☎38-3200)

#### ◆ 合同会社サンクフルネス

伊東市湯川3-1-2 (☎52-4611)

②市内で就労継続支援B型を実施している事業所

#### ◆ アイグループ

伊東市岡広町1-14 (☎38-3200)

#### ◆ かぶりす

伊東市宝町2-5 (☎37-5163)

#### ◆ 喫茶かめりあ

伊東市大原2-1-1 (伊東市役所内) (☎38-4868)

#### ◆ 就労支援 和

伊東市玖須美元和田722-332 (☎44-6613)

#### ◆ スウ

伊東市湯川1-11-8 (☎37-1886)

- ◆ ハレルヤ  
伊東市十足608-89 (☎45-6790)
- ◆ プラウ  
伊東市岡1244-14 (☎37-1170)
- ◆ ワークセンターやまもも  
伊東市八幡野1259-21 (☎55-0055)

(4) 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

※市内で共同生活援助を実施している事業所

- ◆ いちょうの木  
伊東市岡1244-14（お問い合わせ クープ ☎35-5030）
  - ◆ かえで  
伊東市荻558-18（お問い合わせ 碧の園 ☎45-6000）
  - ◆ Cocoa  
伊東市宇佐美403-6（お問い合わせ☎55-7257）
  - ◆ Cocoa Plus  
伊東市宇佐美809-5（お問い合わせ☎48-6337）
  - ◆ さくら荘  
伊東市玖須美元和田727-214（お問い合わせ 碧の園 ☎45-6000）
  - ◆ スマイル  
伊東市宇佐美1001-15（お問い合わせ ☎55-7119）
  - ◆ せざか荘  
伊東市玖須美元和田734-184（お問い合わせ 碧の園 ☎45-6000）
  - ◆ ぴーす  
伊東市岡1280-83（お問い合わせ クープ ☎35-5030）
  - ◆ ふじの花  
伊東市荻556-50（お問い合わせ 碧の園 ☎45-6000）
  - ◆ めいぶる  
伊東市南町1-1-8（お問い合わせ クープ ☎35-5030）
- 【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1532・1533)

### 3 自立支援医療

障害に係る医療費の負担軽減を図ります。（利用には事前申請が必要です。）

#### (1) 更生医療

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、身体の機能障害を軽減又は改善し、

障害名	代表的な更生医療の内容例
視覚障害	白内障人工レンズ埋込術、角膜移植術、義眼包埋術
聴覚障害	人工内耳埋込術、鼓室形成術
音声・言語機能障害	口唇形成術、口蓋形成術
そしゃく機能障害	歯科矯正治療
肢体不自由	人工関節置換術、骨盤骨切術
心臓機能障害	大動脈冠動脈バイパス術、ペースメーカー埋込術、心移植術、術後免疫抑制療法
腎臓機能障害	人工透析術、腎移植術、術後免疫抑制療法
小腸機能障害	中心静脈栄養法
肝臓機能障害	肝移植術、術後免疫抑制療法
免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調節療法

日常生活を容易にするために必要な医療費の負担を軽減します。

#### (2) 育成医療

心身に障がいがある児童又は今のまま疾病を放置すれば将来、障がいになると認められる児童に対し、生活能力の向上のために障害を除去又は軽減する医療費の負担を軽減します。

#### (3) 精神通院医療

精神の病気のため、通院で医療を受けている方に対して、医療の継続を促進するため、医療費の負担を軽減します。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1532・1533)

### 4 補 装 具

身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用される義肢、装具、車いす等に係る費用を支給します。（一部自己負担があります。品目によって支給要件（障害の種類・等級など）があります。また、事前申請が必要なため、購入前にご相談ください。）※介護保険制度が優先されます。

補装具の種類	備 考
義肢	殻構造義肢、骨格構造義肢（義手・義足）
装具	上肢装具、靴型装具、体幹装具、下肢装具
座位保持装置	
視覚障害者安全つえ	普通用、携帯用
義眼	普通義眼、特殊義眼、コンタクト義眼
眼鏡	矯正眼鏡、コンタクトレンズ、遮光眼鏡、弱視眼鏡
補聴器	ポケット型、耳かけ型、その他
車いす	普通型、手押し型、その他
電動車いす	重度の歩行困難者等で、電動車いすの交付が必要と認められた方が対象
歩行器	

※軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児（18歳未満）の補聴器購入等にかかる費用の一部を支給します。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1533）

## 5 地域生活支援事業

地域に住む方の福祉の増進を図り、障害の有無にかかわらず安心して生活することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

### (1) 相談支援事業

障がいのある人、その保護者及び介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。

#### ◆ 障害者生活支援センターなかいずりハ

伊豆市冷川1523-108（☎0558-83-2195）

#### ◆ 相談支援センターいぶき

伊東市富戸1223-1（☎52-3213）

#### ◆ サポートセンターりりぶ

熱海市田原本町9-1 熱海第一ビル2階（☎82-5680・FAX82-5681）

### (2) コミュニケーション事業

① 手話通訳者派遣事業

聴覚障がい者又は音声・言語機能障がい者及び聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る必要のある者が手話通訳を必要とする場合に手話通訳者を派遣します。

② 要約筆記者派遣事業

聴覚等に障がいのある方との意思疎通を図るため、書いて文字で伝える要約筆記者を派遣します。

③ 手話相談員設置事業

聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために伊東市役所社会福祉課窓口にて月曜日から金曜日まで手話相談員を設置します。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1532・1533)

◆ 静岡県聴覚障害者情報センター (☎054-221-1257)

(FAX054-221-1258)

④ 伊東市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

障がいのために意思疎通が困難な人が入院した場合に、日ごろからその人との意思疎通に慣れている人（ヘルパー、訪問看護師等）をコミュニケーション支援員として病院に派遣し、医療従事者との意思疎通の仲介を行うことにより、安心して医療を受けられるように支援します。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1532・1533)

(3) 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者や障がい児に対し、日常生活を容易にするための用具に係る費用を支給します。（一部自己負担があります。品目によって支給要件（障がいの種類・等級など）があります。また、事前申請が必要なため、購入前にご相談ください。）※介護保険制度が優先されます。

日常生活用具品目
特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、聴覚障害者用屋内信号装置、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、福祉電話、ファックス、 <u>ストーマ装具（入院中の者、施設入所者も対象）</u> 、尿管器、居宅生活動作補助用具、発動発電機、人工呼吸器用外部バッテリー等

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等のための支援を行います。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1533・1532)

(5) 地域活動支援センター

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等を図ります。

◆ 伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたき

伊東市松原622-12 (☎36-3131)

◆ 地域活動支援センター・サポートセンターりりぶ

熱海市田原本町9-1 熱海第一ビル2階 (☎82-5680・FAX82-5681)

(6) 入浴サービス事業

家庭において入浴することが困難で、かつ、入浴の際介助を必要とする重度障がい者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴サービスを行ったり、福祉施設の入浴設備を利用しての入浴サービスを行います。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (32-1533・1532)

(7) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

※市内で日中一時支援事業を実施している事業所

◆ 碧の園 伊東市荻578-3 (☎45-6000)

◆ スゥ 伊東市湯川1-11-8 (☎37-1886)

◆ サポートハウス えん 伊東市松原771-12 (☎32-0117)

◆ 陽のあたる家 伊東市玖須美元和田722-332 (☎44-6611)

◆ 伊豆小室山ひまわり 伊東市川奈1261-37 (☎52-6824)

◆ 生活介護事業所こもれび 伊東市富戸1223-1 (☎52-3210)

◆ Side by Side 伊東市荻601-1 (☎55-7526)

◆ 伊東市重度障害者ケアセンターひだまり 伊東市荻578-3 (☎45-6006)

◆ さくら園 伊東市玖須美元和田716-509 (☎36-2875)

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1532・1533)

(8) 社会参加促進事業

① 伊東市障がい者スポーツ大会 (開催予定月 毎年10月)

障がい者や市民等とのコミュニケーションや福祉意識の向上を図るため、レクリエーション種目を中心とした運動会を開催しています。開催日等は、市広報紙等でお知らせしています。

② 点字、声の広報

御希望される方に点字、声の広報等を郵送します。

③ 手話奉仕員養成講座

聴覚障がい、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得します。

④ 点訳奉仕員養成講座

視覚障がい者の福祉に理解と熱意をお持ちの方々に点字を勉強していただき、点字奉仕者を養成するものです。

また、点字サークルがあり、視覚障がい者のために点訳活動を行っています。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1532・1533)